

誰もがいきいきと暮らせるよこはまを目指して

何気ない一言やしぐさが誰かを傷つけてしまうことがあります。人権について一緒に考えてみませんか。

相手の出身、気になりますか～同和問題～

日本には、「同和問題」といわれる人権課題があります。「同和地区」または「被差別部落」ともいわれる特定の地域出身であることや、その地域に住んでいることなどを理由として、今もなお続いている差別問題です。

「特定の地域」というだけで、周りから結婚を反対される、望んだ職業に就くことができないなどの人権侵害が繰り返されてきました。また、公共施設などでの差別的な落書きや、インターネット上での差別的な書き込みによって、今でも苦しんでいる人がいます。あなたやあなたの身近な人が、自分の「出身」や住んでいる「地域」を理由に、周りから不当な扱いを受けたとしたら、どのように感じるでしょうか。

2016年12月16日に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、「現在もなお部落差別が存在する」と明記され、私たち一人ひとりにも、同和問題について理解を深めていくように求められています。

今年は法の施行から、3年が経過します。この機会に、改めて同和問題について考えてみませんか。

【問合せ】市民局人権課 ☎671-2718 ☎681-5453

性の多様性を認め合う社会に向けて

私たちの周りには、アンケートや申請書類の性別欄を思うままに書けずにもどかしく感じている人、同性を好きになるなど恋愛対象の悩みを打ち明けられず孤独感を抱いている人がいます。このように、いわゆるLGBTと言われる性的少数者は、「心と身体の性が異なることはない」という考え方や「同性愛は病気だ」という誤解により苦しめられています。

では、私たちにできることは何でしょうか。性的少数者を含め、誰もがありのままの自分でいられる環境を作るために、正しい知識を身につけることが第一歩です。人の性は「男女」という2つのパターンに分けられるほど単純ではなく、多様なものです。マイノリティを特別視せず、違いを尊重し合い、誰もが「自分らしく」いきいきとした生活が送れる社会をぜひ考えてみませんか。

本市では、相談・支援事業を実施しています。

個別専門相談
「よこはまLGBT相談」
月2回面接相談
要電話予約
☎594-6160

交流スペース
「FriendSHIPよこはま」
月2回開催
事前予約不要
☎862-5052

横浜市 LGBT支援 [検索](#)

【問合せ】市民局人権課 ☎671-2718 ☎681-5453

犯罪被害に遭うということ

皆さんは、犯罪被害に遭うと聞いてどう思うでしょうか。

「犯罪に遭うなんて、自分には関係ない」と思うでしょうか、あるいは「犯罪に巻き込まれた被害者に何か原因があったのではないか」と思うでしょうか。

テレビのニュースなどを見ていると分かる通り、ある日突然、犯罪被害に巻き込まれることは、誰にでも起こり得ることです。

犯罪被害者相談室では、犯罪被害に遭われた皆さんからの相談を受け付けています。また、犯罪被害後に直面するさまざまな問題について、必要な情報の案内や条例に基づく支援*などを行っています。一人で悩まず、まずは電話などで相談してください。

*日常生活や住居、経済的負担の軽減などに関する支援です。支援には、一定の要件があります。また、支援内容により、支援対象が異なります。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョッとちゃん」

犯罪被害に関する相談 犯罪被害者相談室

☎671-3117 ☎681-5453

Eメール: sh-cvsoudan@city.yokohama.jp

【問合せ】市民局人権課 ☎671-2718 ☎681-5453

いじめに気づき、 解決に向けて行動するために

いじめを受けている人が、そのいじめを解決するために行動することは難しいことです。

しかし、周りには、いじめに気付いている人がいる場合が多くあります。「これはいじめでは?」と感じたら、誰かに相談して解決に向けた行動をとることが重要です。

また、子どもたちが自分や他者を「大切な存在」と思える心情や、他者の思いに寄り添う心情を育めるよう、子どもの周りにはいる大人や地域全体が、子どものありのままを受け止めながら関わることも大切です。

「いじめ」は社会全体の問題です。子どもは、自分の周りにはいる大人の姿から学んでいきます。子どもと関わる大人の人権感覚が子どもの心を育てていることを忘れずに、私たち一人ひとりが「誰かを傷つけていないか」自分を振り返ることが、いじめをなくす第一歩につながります。

【問合せ】教育委員会事務局人権教育・児童生徒課

☎671-3724 ☎671-1215

人権啓発講演会 &
中学生人権作文コンテスト表彰式

「東京2020パラリンピックの成功に向けて～共生社会実現への道～」

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の常務理事で、日本パラリンピック委員会の副委員長を務める高橋秀文さんによる講演会。「東京2020パラリンピック競技大会」の見どころや、パラスポーツの魅力を、大いに語ってくれます。

全国中学生人権作文コンテスト横浜市大会の表彰式も同時開催。優秀作品3編を受賞者が朗読します。



▲高橋秀文さん

【日時】11月23日(土・祝) 13時30分～16時15分(13時開場)

【会場】西公会堂(西区岡野1-6-41)

【定員】当日先着450人

※手話・筆記通訳、車いす席あり。

※保育(1歳～未就学児)を希望する場合は、11月15日(金)までに問合せ先に連絡してください。

横浜市 人権講演会 [検索](#)

【問合せ】市民局人権課 ☎671-2718 ☎681-5453

なくそう！DV



DVは、配偶者や交際相手など親密な関係にある相手を、対等なパートナーと認めず、相手を支配しようとする暴力行為です。

国の調査によると、配偶者から暴力を受けたことがある人は約4人に1人、交際相手から暴力を受けたことがある人は約6人に1人いる大変身近な問題です。

パートナーを怖いと感じていませんか。我慢したり、自分を責めたりしていませんか。そんなときは、ひとりで悩まずにDV相談支援センターに相談してください。

もし、あなたが身近な人から相談されたら、相談者を責めることはせずに話を聞いて、専門の窓口で相談するよう勧めてください。

暴力は犯罪であり、どんな理由があろうと決して許されません。暴力を受けずに安全に暮らす権利は誰もが持っています。私たち一人ひとりがDVを社会全体の問題として理解・認識することで、暴力を許さない姿勢を示しましょう。

DV相談支援センター

電話番号	曜日	時間
☎671-4275	月～金曜 (祝休日除く)	9時30分～12時
		13時～16時30分
☎865-2040	土・日曜・ 祝休日	9時30分～20時
		9時30分～16時 (第4木曜を除く)

【問合せ】政策局男女共同参画推進課 ☎671-2017 ☎663-3431

ホームレスの理解について

皆さんは、ホームレスの人にどのような印象を持っていますか？残念ながら、ホームレスへの偏見をもとにした襲撃行為や嫌がらせはなくなっていません。その背景には、ホームレスへの差別意識があるのかもしれません。

ホームレスの多くは、失業や病気など予期せぬ理由で路上生活に至った人たちです。大切なのは、当事者が抱えるさまざまな事情に思いを寄せ、困難な状況にある人たちをどのように支えていくかを社会全体で考えていくことです。そうすることで、誰もが生きやすい温かい社会へとつながっていきます。

【問合せ】健康福祉局生活支援課 ☎671-2425 ☎664-0403

災害に伴う人権問題

災害は多くの人の命を危険にさらし、人々の暮らしを奪い、被災者に苦しみや深い悲しみを与えるだけでなく、さまざまな人権侵害をもたらします。

避難所生活の中では、プライバシーの問題以外にも、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人などの「災害時要援護者(災害時に迅速で適切な行動を取ることや、必要な情報を十分に理解することが困難な人)」のほか、女性、性的少数者に対する十分な配慮が行き届かないなどの状況も発生します。

また、東日本大震災では、原子力発電所の事故による放射線の影響のため、避難や転居を余儀なくされた人々に対し、風評での思い込みや心ない言動(いじめや悪口など)が、被災者を二重に傷つけるできごととも発生しました。

災害時には、不確かな情報に惑わされない冷静さとともに、「相手の立場に立って考える」「相手の気持ちを想像する」姿勢を忘れないことが大切です。

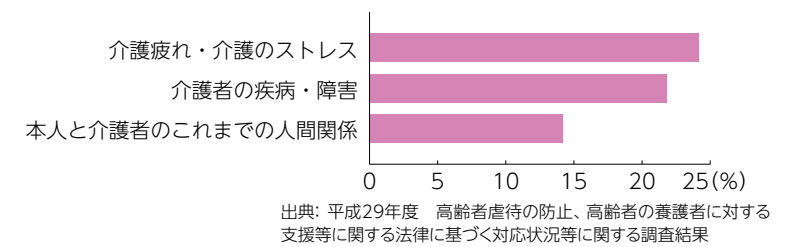
【問合せ】市民局人権課 ☎671-2718 ☎681-5453

介護者が元気でいられるために

介護が必要になるときや、その後どのくらい介護をする必要があるかなどを予測できないことが原因で、高齢者を介護している人が介護疲れに陥ることがあります。「本人の希望に沿う介護をしなければ」「人に頼るのはよくない」などと介護者自身が追いつめられてしまった結果、いわゆる高齢者虐待が起こってしまうことがあります。介護サービスを活用することや、介護者自身が介護から離れ自分の時間を持つことは大切です。介護者が心身ともに健康でいられることが、適切なケアにつながります。

介護のことなどで不安になったとき、また地域で困っている人がいたら、近くの地域ケアプラザや居住区の区役所へ相談してください。いつもと様子が違うと感じたら、声をかけ合うことで介護者の気持ちが軽くなるかもしれません。住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域全体で支え合っていきませんか。

高齢者虐待の発生要因(複数回答可、上位3位まで)



【問合せ】健康福祉局高齢在宅支援課 ☎671-3924 ☎681-7789

インターネットと人権

インターネットは、誰もが気軽に自分の意見を発信したり、知りたい情報を検索したり、世界中の人と簡単につながることができる、とても便利なツールです。しかしその一方で、掲示板やSNSでの他人の誹謗中傷や差別的な書き込み、無責任なうわさの拡散、個人情報への無断掲載やいじめなど、インターネットを利用した人権侵害が社会問題となっています。自分には関係のないことだと思うかもしれませんが、インターネットが身近になった現代では、誰もが人権侵害の被害者や加害者になる危険があります。

自分や家族が人権侵害の当事者にならないためにも、インターネットには現実の「人」が関わっていることを常に意識することが大切です。また、インターネットの情報拡散力や一度ネット上に拡散されたデータは完全に削除することができないといった特徴をよく理解し、自分の発言や書き込みが誰かを傷つけることのないように注意して、インターネットを利用しましょう。

【問合せ】市民局人権課 ☎671-2718 ☎681-5453

私たちに相談してください～一人で悩みを抱えず、まず相談を～

※相談は無料ですが、通話料がかかる場合があります。

相談先	連絡先	時間
①みんなの人権110番 (横浜地方法務局)	☎0570-003-110 ☎641-7926 (PHS・一部のIP電話)	月～金曜 8時30分～17時15分 (祝休日・12月29日～1月3日を除く)
②子どもの人権110番 (横浜地方法務局)	☎0120-007-110	
③女性の人権ホットライン (横浜地方法務局)	☎0570-070-810	
④外国語人権相談ダイヤル "Foreign-language Human Rights Hotline"(法務省-Ministry of Justice-)	☎0570-090-911	月～金曜 (Weekdays) 9時～17時
⑤人権相談 (市民局市民相談室)	☎671-2306 ☎663-3433	水曜13時～16時 電話予約後、面談での 相談(祝休日・12月29日～1月3日を除く)
⑥いじめ110番(市教育委員会)	☎0120-671-388	毎日、24時間受付